

国民健康保険税（国保税）について

令和7年度の国保税は、次の表の①～③を算出した額の合計です。県内統一の算定基準（標準保険料率）と同等になるよう令和3年度から見直しています。令和7年度の税率改定は、物価高騰対策として一般会計からの財政支援を受け、引き上げ幅を抑えました。今後は、国保加入者の減少に伴う保険料収入の減少や1人当たりの医療費の増加、一般会計からの財政支援解消のため、令和8年度以降はこれまでより引き上げ幅が大きくなる可能性があります。

国民健康保険税内訳		所得割率 ※1	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
①	医療保険分	7.30% (昨年度6.69%)	27,000円 (昨年度26,200円)	21,600円 (昨年度19,500円)	66万円 (昨年度65万円)
②	後期高齢者支援金分 ※2	2.87% (昨年度2.67%)	11,000円 (昨年度9,900円)	8,000円 (昨年度6,900円)	26万円 (昨年度24万円)
③	介護保険分 ※3	2.31% (昨年度2.42%)	11,700円 (昨年度11,600円)	5,800円 (昨年度6,400円)	17万円

- ※1 所得割のもととなる額は、令和6年中の(総所得金額+山林所得金額-基礎控除(43万円)です。(土地・建物の譲渡所得等も国保税の算定所得に含まれます)。国保税の課税においては諸控除(配偶者控除等)は認められていません。
- ※2 後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療を支えるため、加入している保険の種類にかかわらず現役世代(0歳から74歳まで)が負担します。
- ※3 介護保険分は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当するかたが負担します。65歳からは国保税とは別に介護保険料として徴収されます。

低所得の世帯には国保税を軽減

下表の基準所得額に満たない世帯は、国保税のうち均等割額と平等割額を軽減しています。

減額割合	減額の対象となる基準所得額(令和6年中所得)
7割	前年中所得 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	前年中所得 43万円+(30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	前年中所得 43万円+(56万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数))+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

- ※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受けるかたです。
- ※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険の被保険者の資格を喪失したかたのうち、資格を喪失した前日以後継続して同一の世帯に属するかたです。

所得の申告をしていないと国保税の軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず、次のすべてに当てはまるかたは、毎年忘れず市民税申告等をお願いします。

- 公的年金を受給していない、または受給しているが非課税の年金(障害年金、遺族年金など)のみを受給している
- 年末調整・確定申告・市県民税申告をしていない
- 被扶養者でない

後期高齢者医療制度創設に伴う配慮

75歳以上のかたと同一世帯の国民健康保険の加入者のかたは、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の急増がないように、一定の条件を満たしていれば国保税が軽減または減免されます。

◎75歳以上のかたが国保から後期高齢者医療制度へ移行し、75歳未満のかたが引き続き国民健康保険に加入する場合

例 国民健康保険加入者(夫75歳、妻72歳)から
→夫:後期高齢者医療制度へ 妻:国民健康保険のままの場合

- ① 均等割額の国保税の軽減・・・国保税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ均等割額の軽減を受けることができます。
- ② 平等割額の国保税の軽減・・・国民健康保険の被保険者が1人となる場合は、平等割額が5年間半額になり、その後3年間は4分の3になります。

◎75歳以上のかたが被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65～74歳)が国民健康保険に加入する場合

例 会社の健康保険(被保険者:夫75歳、被扶養者:妻72歳)から
→夫:後期高齢者医療制度へ 妻:国民健康保険へ加入の場合
従来被保険者の被扶養者であった65歳から74歳のかたで、国民健康保険に新たに加えることになった場合、所得割額が免除されます。また、一定の要件を満たしていれば、均等割額が半額になり、さらに、被保険者が1人の場合には、平等割額が半額になります。資格取得日から2年間適用されます。

※65歳以上のかたが障害認定を受け、後期高齢者医療制度の対象となった場合も同様です。

非自発的な失業をしたかたの国保税の軽減

会社の都合による離職など次の(1)～(2)すべてに該当する場合は、申告によりそのかたの前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。この軽減を受けられる期間は、「離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで」で、令和3年度分(令和2年3月31日以降に失業されたかた)まで対象となります。

- (1) 離職日の翌日時点で65歳未満のかた
 - (2) 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)、または雇用保険の特定理由離職者(雇止め等による離職)。雇用保険受給資格者証の第1面にある離職理由コードで確認することができます。
 - ・特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者 23、33、34
- ※雇用保険受給資格者証のないかたや、申告をしなかった場合は軽減対象となりません。

国保税や一部負担金の減免制度

火災などの災害、病気、事業の休廃業、失業などにより世帯の所得が激減し、生活が著しく困難になったときは、申請により国保税の減免や医療機関に支払う一部負担金(自己負担)の徴収猶予・減免を受けられる場合があります。申請に必要なものは、該当する要件により異なりますので事前にご相談下さい。

制度	国保税の減免	一部負担金の徴収猶予・減免
内容	国保税が一部減額されます	病院等の窓口での支払いが猶予または減額されます
要件	① 災害によって死亡したとき、障がい者になったとき、または納税義務者の居住する住宅、家財等に損害が生じたとき ② 納税義務者等が継続して6か月以上療養中または療養を要すると認められ、令和7年中の総所得金額の見込額が令和6年中の総所得金額(500万円以下)の1/2以下に減少する世帯 ③ 失業や事業の休廃業等によって、令和7年中の総所得金額の見込額が令和6年中の総所得金額(500万円以下)の1/2以下に減少する世帯 など	① 災害により死亡したとき、障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき ② 干ばつ等による農作物の不作等により収入が著しく減少したとき ③ 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき ④ 上記に類する事由があったとき
対象	① 被害を受けた日から1年以内の納期分 ②③ 申請年度の納期分(令和6年中の所得によって減免割合は異なります。) ※納期限の7日前までに申請して下さい。	① 申請日以降に支払義務が発生する月から最長で6か月間免除 ②③ 徴収猶予:6か月以内 減免:3か月以内

交通事故にあったときは市へ届け出を

交通事故やけんかなど第三者の行為により負傷したときに、治療で国保を使う場合は届出が必要です。国保が立て替えた費用を本来負担すべき加害者に対し後日請求するため、加害者の氏名や住所、加入する損害保険の情報が必要となります。まずは市役所保険医療課へご連絡下さい。

国保をやめるときや、国保に加入するときは14日以内にお届けを！

社会保険加入や転出などで国保をやめるときも、忘れず届出をして国保税を清算し税金の還付を受けましょう。還付は法定納期限の翌日から起算して5年を経過すると受けられません。また、資格が切れた状態で病院にかかると、保険診療分の医療費は、ご自身が一時的に立て替えて正当な保険者に返還請求することになります。月の途中で保険の種類が変わったときは医療機関にも伝えましょう。

なお、これまで使用していた保険の資格を失った後、国保加入の届出が遅れたときは、税の公平性を保つため、国保税の賦課は**資格を取得した月**（前の保険の資格喪失日、転入した日など）まで遡ります。

年度途中の被保険者の異動に伴う税額の変更は月割計算をします。

国保の加入脱退や所得の修正等により、国保税額が変更になるときは、通知をお送りします。納付書でのお支払いのかたには、あわせて変更後の納付書を同封します。通知時期は、届出した月によります。

国保税を納付しないと……

保険税を滞納していると、医療機関の窓口で限度額が適用されなかったり、全額自己負担になったりする場合があります。全額自己負担となった場合は、保険医療課窓口で申請することにより保険給付分が「特別療養費」として支給されます。

納期限までに納付がない場合は、その翌日から税金納付の日までの日数に応じ、税額に上限年14.6%の割合（延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合）、当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、上限年7.3%の割合（延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金がかかります。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。この他、督促や滞納処分があります。

納期限までに早めに納めましょう。口座振替は引き落とし前に残高確認を

国保税の普通徴収は、7月～3月の末日（金融機関休業日の場合は翌営業日、12月のみ25日）の年9回払いです。

◆納付書でのお支払いのかたには納付書用紙が同封されています。

コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ、クレジットカードでの決済もできます。詳しくは納付書裏面をご覧ください。

◆口座からの振替をおすすめします。

預・貯金口座から自動的に振り替えます。国保税額の変更等で還付となる場合も、引き落とし口座へ入金できるため振替依頼の手間が省けます。口座振替のお申し込みは、必要なものを金融機関へ確認し、下記の金融機関等へお申し込み下さい。また、市役所保険医療課の窓口では、キャッシュカードでも手続きすることができます（一部の金融機関を除く）。

三菱UFJ銀行、瀬戸信用金庫、あいち尾東農業協同組合、東春信用金庫、あいち銀行、中日信用金庫、東濃信用金庫、名古屋銀行、十六銀行、東海労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

医療費が増えると、国保税引き上げの大きな要因になり、皆さんの負担になります。軽症の患者さんが救急医療を受診したり、緊急性がそれほど高くないけれど休日や夜間に受診すると割増料金がかかるなど、医療費がかさむうえ、緊急性が高く重症な患者さんの治療に支障をきたしたり、病院勤務医やスタッフの負担が過重になる一因にもなります。

日頃から健康づくりや上手な受診を心掛け、治療の必要な人が安心して医療が受けられるよう、また、病院などで負担する医療費（自己負担分）や国保税を無駄なく使えるよう、みんなで医療費の節約に努めましょう。

- ◎健康診断で病気の早期発見・治療 ◎かかりつけ医を持ち、重複受診をしない
- ◎休日・夜間の受診はよく考えて ◎お薬手帳を活用し、ジェネリック医薬品を利用

◆市役所の職員をかたり高齢者を標的とした還付金詐欺が多発しています！『還付金でATMへ』は詐欺です。不審な電話と思ったら最寄りの警察へご相談下さい。

【問い合わせ先】

尾張旭市役所 健康福祉部 保険医療課 国保年金係（南庁舎1階③窓口）
市役所開庁時間 8:30～17:15（土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）
電話（0561）76-8151（直通）
（0561）53-2111（代表）内線 323・329

尾張旭市国民健康保険税について

国民健康保険（国保）は世帯主に請求されます

病気やけがで治療が必要になったとき、安心してお医者さんにかかることができるように、みんなで支え合う公的医療保険です。日本国内に住んでいる人は、お勤め先の健康保険など他の公的医療保険に加入しているかたや生活保護を受けているかたを除き、国保に加入しなくてはなりません（国民皆保険制度）。

国保の届出や申請などはその世帯の代表者である世帯主が行うことになっています（国民健康保険法第9条）。また、世帯主の国保加入にかかわらず、国民健康保険税（国保税）は世帯主に対して請求（賦課）され、納税義務者としての責務を負うことになっています（地方税法第703条の4）。

ポイント1 年金からの特別徴収ができるかた

国保税を年金から天引き（特別徴収）ができるかたは以下の条件となります。

- ★ 世帯主が国保加入者であって、世帯内の国保に加入しているかた全員が65歳以上75歳未満
- ★ 特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下

注意点

- ※ 国保税が減額された場合や、特別徴収対象年金が支給停止となった場合は、年度途中で特別徴収（年金天引き）が中止され、納付書等により納めていただきます。それにより、令和8年2月分が特別徴収されない場合は、翌年度の4、6、8月分も特別徴収はされません。次回特別徴収になる時期は、翌年度の10月以降からとなります。
- ※ 国保税が増額となった場合は、特別徴収する額に変更はありませんが、その増額分については納付書等により納めていただくことになります。
- ※ 特別徴収の引き落とし額が（4～8月）と（10～2月）で変わることがあります。

ポイント2 今年度40歳、65歳になるかた

- ★ 7月1日までに40歳になるかたは、加入月数に応じて月割した介護保険分が含まれています。7月2日以降40歳になるかたは、今回の国保税額に介護保険分を含んでおりません。年齢到達月から介護保険分が賦課されるため、税額変更の通知を改めてお送りします。
- ★ 今年度65歳になるかたは今回の国保税額の中に、65歳になるまでの加入月数に応じて月割した介護保険分が含まれています。

ポイント3 今年度75歳になるかた

- ★ 誕生日からは後期高齢者医療保険制度に移行します。
- ★ 令和7年度の国保税は誕生日の前の月まで発生します。（後期高齢者医療制度移行後、改めて保険料が請求されます。）
- ★ 世帯内に75歳未満の被保険者がいる場合は、世帯すべてのかたの国保税を合算し、9期（R7.7～R8.3支払い分）で分けるため、**誕生日後の納期分についても納める必要があります。**（この場合も後期高齢者医療制度移行後、改めて保険料が請求されます。）
- ★ **75歳に到達する年度は年金からの天引き（特別徴収）ができません。**そのため、今年度75歳になるかたで特別徴収のかたは、普通徴収（口座振替または納付書払い）に変更となります。

→ 次のページより国保税の概要